

事業承継の基礎知識コース(9002)改正一覧

第1講の1:14:43～1:21:49の生前贈与の解説について、2023年(令和5年)税制改正の影響があります。講義を視聴の上、追加で下記の内容をご確認ください。

項 目	詳 細 内 容
生前贈与加算 【P.19】	<p>加算対象となる期間が、従来 of 相続開始前3年以内から、相続開始前7年以内に4年間延長されることとなりました。</p> <p>なお、その4年間の延長期間分については、その期間中の贈与財産の価額の合計額から100万円を控除した残額が相続税の課税価格に加算されることとなります。</p> <p>※ 上記の改正は、令和6年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る相続税について適用されます。</p>
(改正の影響)	<p>生前贈与加算の規定により相続開始直前の贈与財産(110万円基礎控除前)は相続財産に加算しなければならないこととなりますので、生前贈与対策は早目に計画を立てる必要があります。</p> <p>加算しなければならない期間を、より長期間とすることにより、高齢者から若年層に財産が移転される時期が早くなり、景気対策に繋がる狙いがあります。</p>
相続時精算課税制度 【P.19】	<p>相続時精算課税適用者が特定贈与者から贈与により取得した財産に係るその年の贈与税については、現行の暦年課税の基礎控除とは別に、課税価格から基礎控除として110万円を控除する制度が創設されました。</p> <p>また、その後特定贈与者の死亡した際に、相続時精算課税適用財産として相続税の課税価格に加算される財産の価額は、上記の基礎控除を控除した後の残額とされることとなりました。</p> <p>※ 上記の改正は、令和6年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用されます。</p>
(改正の影響)	<p>相続時精算課税制度につきましては、まとまった財産を贈与する場合には、複数年の累計で贈与税の非課税枠が2,500万円まで適用を受けることができます。</p> <p>贈与税対策としては適した規定ですが、その適用を受けた金額については、全額相続財産に持ち戻し(加算)しなければならないため、納税者にとっては活用しにくいものでした。</p> <p>これが110万円の基礎控除が併用できることになり、更にこの110万円の基礎控除相当額は、持ち戻しをしなくても良いため、概ね相続時精算課税制度を選択することが納税者にとっては有利となり、活用しやすいものとなっています。</p>